おいて算定した総離島等供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第９条第１項第５号において算定した離島等供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は託送料金算定規則第７条第１項において算定した離島等供給に係る収益を控除したもののうち高圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該高圧需要に係る電力量で除した額

② 直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第９条第３項又は託送料金算定規則第９条第３項において算定した総離島等供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第９条第１項第５号において算定した離島等供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は託送料金算定規則第７条第１項において算定した離島等供給に係る収益を控除したもののうち低圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該低圧需要に係る電力量で除した額

③ 当該特定高圧需要電灯料及び当該特定高圧需要電力料について、小売料金算定規則第41条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額

④ 当該特定低圧需要電灯料及び当該特定低圧需要電力料について、小売料金算定規則第41条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額

⑤・⑥ ［略］

⑵ ［略］

② 直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第９条第３項又は託送料金算定規則第９条第３項において算定した総離島供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第９条第１項第５号において算定した離島供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は託送料金算定規則第７条第１項において算定した離島供給に係る収益を控除したもののうち低圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該低圧需要に係る電力量で除した額

③ 当該特定高圧需要電灯料及び当該特定高圧需要電力料について、小売料金算定規則第44条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額

④ 当該特定低圧需要電灯料及び当該特定低圧需要電力料について、小売料金算定規則第44条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額

⑤・⑥ ［略］

⑵ ［略］

６．２．により各欄に整理された額のうち、３．から５．までに掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

⑴・⑵ ［略］

⑶ 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費（⑴及び⑵により整理されたものを含む。以下この⑶において「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）を、それぞれ、次の方法により、離島等供給に係る費用（以下「離島等供給費用」という。）又は離島等供給費用以外の費用（以下「非離島等供給費用」という。）に整理し、非離島等供給費用に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費を、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に配分することにより整理すること。

① 水力・火力・新エネルギー等発電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島等供給費用又は非離島等供給費用に直課すること。

② ①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理すること。

③ ①及び②により整理された非離島等供給費用を、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理すること。

⑷ 変電費（⑴及び⑵により整理されたものを含む。以下この⑷において同じ。）を、次の方法により、低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要のいずれにも応じて使用される変電設備に係る費用（以下「受電用変電サービス費用」という。）及び受電

６．２．により各欄に整理された額のうち、３．から５．までに掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

⑴・⑵ ［略］

⑶ 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費（⑴及び⑵により整理されたものを含む。以下この⑶において「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）を、それぞれ、次の方法により、離島供給費用又は非離島供給費用に整理し、非離島供給費用に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費を、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に配分することにより整理すること。

① 水力・火力・新エネルギー等発電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島供給費用又は非離島供給費用に直課すること。

② ①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理すること。

③ ①及び②により整理された非離島供給費用を、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理すること。

⑷ 変電費（⑴及び⑵により整理されたものを含む。以下この⑷において同じ。）を、次の方法により、受電用変電サービス費用及び配電用変電サービス費用に配分することにより整理すること。